

暴力団等に該当しない旨の誓約書

(宛先) 岡崎市長

年 月 日

工事主 住 所
氏 名

(名称及び代表者氏名)

第12条第1項

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第30条第1項の規定による盛土等の許可申請を行うに当たって、次のことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

工事主、工事主の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるときに限る。）は、次のいずれにも該当しません。

- （１）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。
- （２）暴力団員等がその事業活動を支配する者